

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 過疎地域内において、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から <u>平成31年 3 月31日</u>までの間に、過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄若しくは第45条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄若しくは第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 過疎地域内において、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から <u>令和 3 年 3 月31日</u>までの間に、過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄若しくは第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄若しくは第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、

平成31年4月1日から適用する。

- 2 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第3条各号に定める期限を経過したものの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して1月を経過した日とする。